

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容		障害児通所給付等の支給決定の変更
根拠法令等及び条項		児童福祉法第21条の5の8第2項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	児童福祉法第21条の5の8、障害児通所給付費等の通所給付決定等について（平成24年3月30日障発0330第14号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>[児童福祉法]</p> <p>第21条の5の8 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>○障害児通所給付費等の通所給付決定等について</p> <p>○障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について</p>	